

# Ⅲ 学校体育・スポーツ の推進

- 1 令和5年度学校体育関係研修会・講習会
- 2 事業及び調査結果
  - (1) 環日本海インターハイ親善交流大会
  - (2) とやま元気っ子スポーツライフサポート事業
  - (3) 運動好きな子どもの育成と体力向上の取組  
令和5年度富山県児童生徒体力向上推進委員会委員名簿
  - (4) 幼児期からの運動習慣形成推進事業
  - (5) 武道指導者資質向上支援事業
  - (6) スポーツエキスパート活用推進事業  
中学校運動部活動部員数、エキスパート派遣者数等  
高等学校運動部活動部員数、エキスパート派遣者数等
  - (7) 部活動指導員の配置
  - (8) 地域運動部活動推進事業
  - (9) 小・中・高等学校における体育的行事等に関する現況(令和3年度)
  - (10) 立山登山等の実施状況
- 3 通知
  - (1) 夏季における児童生徒等の事故防止について
  - (2) 冬季野外活動における児童生徒等の事故防止について
  - (3) 富山県児童・生徒の運動競技に関する基準
  - (4) 学校における安全な集団登山の実施について
  - (5) 近隣校等との連携による複数校合同運動部活動の運営について
  - (6) 中学校・高等学校等における運動部活動の指導について

## <参考>

- ・富山県部活動の在り方に関する方針  
(URL: [www.pref.toyama.jp/cms\\_pfile/00015015/01212270.pdf](http://www.pref.toyama.jp/cms_pfile/00015015/01212270.pdf))
- ・富山県部活動の在り方に関する方針<<『運動部活動』実施の手引き>>  
(URL: [www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/3005/kj00015015.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/3005/kj00015015.html))

# 1 令和5年度学校体育関係研修会・講習会

## (1) 小学校体育実技指導者講習会

① 趣 旨

小学校教員の体育実技指導力の向上を図る。

② 主 催 (主 管)

富山県教育委員会 (保健体育課)

③ 期日・会場

東部管内の小学校：8月2日(水) 富山県総合体育センター

西部管内の小学校：8月3日(木) 新湊アイシン軽金属スポーツセンター

④ 受講対象者

小学校・特別支援学校の教員 (公、私、国)、幼稚園教員 (公、私、国)

※13学級以下(特別支援学級を含む)の学校については、隔年受講とする。(各校1名)

⑤ 申込要領

B推薦 (小学校・特別支援学校の教員140名) C希望 (幼稚園教員30名)

・各校1名、同一教員が2年連続して受講しない。

※備考欄の書き方・・・選択種目を記入する。低学年を担当する教員は「幼児の運動遊び」を、中・高 学年を担当する教員は「器械運動系」・「ボール運動系」を選択することが望ましい。

⑥ 日程・内容

期 日	13:15	13:30~16:15	16:15
東部管内8月2日(水) 西部管内8月3日(金)	○開講式	○実技 (選択) ・ 幼児の運動遊び ・ 器械運動系 ・ ボール運動系	○閉講式

## (2) 中・高等学校体育実技指導者講習会

① 趣 旨

中・高等学校教員の体育実技指導力の向上を図る。

② 主 催 (主 管)

富山県教育委員会 (保健体育課)

③ 期日・会場

6月22日(木) 富山県総合体育センター

④ 受講対象者

中学校・高等学校・特別支援学校の保健体育担当教員 (公・私・国)

⑤ 申込要領

B推薦 (100名)

・3年に1回受講、本年度は3年次

※備考欄の書き方・・・希望する選択種目を記入する。

⑥ 日程・内容

期 日	13:15	13:30~16:15	16:15
6月22日(木)	○開講式	○実技 (選択) ・ 陸上競技 ・ 柔道 ・ 保健	○閉講式

### (3) 水泳指導者講習会

- ① 趣 旨  
教員の水泳指導力と救急の場での対応能力向上を図る。
- ② 主 催 (主 管)  
富山県教育委員会 (保健体育課)
- ③ 期日・会場  
6月1日(木) 富山県総合体育センター
- ④ 受講対象者  
教員 (公、私、国)
- ⑤ 申込要領  
B推薦: 小 各校1名3年に1回受講 (本年度は2年次)  
C希望: 幼・中・高・特 (計50名)
- ⑥ 日程・内容 (受付は研修開始30分前から)

期 日	13:15	13:30~16:15	16:15
6月1日(木)	○開講式	○実技: 救急法 (心肺蘇生法) ○実技: 水泳の指導法	○閉講式

### (4) 集団登山引率者講習会

- ① 趣 旨  
集団登山を実施する学校の教員の引率能力の向上を図る。
- ② 主 催 (主 管)  
富山県教育委員会 (保健体育課)
- ③ 期日・会場 (日程は選択)  
(1) 6月29日(木)、6月30日(金)  
(2) 7月 6日(木)、7月 7日(金)  
・初日はオンラインによる講義及び諸連絡、2日目は立山 (雄山及び室堂周辺)
- ④ 受講対象者  
立山等の登山を計画している学校の教員 (公、私、国)
- ⑤ 申込要領  
B推薦: 立山 (雄山、浄土山) 登山を計画している小・中育学校は必ず参加  
C希望: その他の登山及び散策を計画している学校及び幼稚園 (計70名)  
・各校1名、同一教員が2年連続して受講しない。  
※備考欄の書き方・・・希望日又はどちらでも可を記入する。
- ⑥ 日程・内容

1 日 目		2 日 目	
14:30~	○諸連絡	7:45	○立山駅集合
14:45~15:30	○講義① 「立山の自然や歴史について」	8:15~	○実習 (立山登山)
15:45~16:30	○講義② 「立山での事故事例や危急時の 対応について」	16:45	○立山駅着、解散
16:30~	○諸連絡		

## 2 事業及び調査結果

### (1) 環日本海インターハイ親善交流大会

#### ① 趣旨

富山県と中国遼寧省、韓国江原道、ロシア沿海地方の高校生とのスポーツ交流を定期的に行い、競技力の向上を図るとともに、交流活動を通して、相互理解と友情を深め、環日本海諸国との友好親善に寄与することを目的に、1993年(平成5年)から各国の持ち回りで開催している。

#### ② 大会の概要

ア 開催地	中国遼寧省		
イ 派遣期間	令和5年8月6日～11日(6日間)		
ウ 参加国	中国遼寧省、韓国江原特別自治道、ロシア沿海地方、富山県		
エ 種目	バスケットボール(男子)、柔道(女子)		
オ 参加資格	2005年1月1日以降に生まれた高校生		
カ 参加選手・役員	各国25名で計100名		
役員	団長1名、副団長1名、総務1名	計	3名
バスケットボール	監督1名、コーチ1名、選手12名	計	14名
柔道	監督1名、選手5名	計	6名
		合計	23名



#### ③ 令和6年度予定

ア 開催地	富山県
イ 開催期日	令和6年8月(6日間)
ウ 種目	バレーボール(男子)、バドミントン(女子)
エ 参加資格	参加選手は2006年1月1日以降に生まれた高校生
オ 参加者数	参加選手・役員 各国25名で計100名

## ④ 経過概要

回	期 間	活 動 内 容
1	H5. 7. 21~23 H5. 10. 2~3	第1回環日本海インターハイ親善交流大会 サッカー、陸上競技 (富山県)
2	H6. 7. 10~15	第2回環日本海インターハイ親善交流大会 サッカー、卓球 (ロシア沿海地方ウラジオストク市)
3	H7. 8. 30~9. 6	第3回環日本海インターハイ親善交流大会 サッカー、卓球、バドミントン (韓国江原道)
4	H8. 8. 21~31	第4回環日本海インターハイ親善交流大会 サッカー、卓球、バドミントン (中国遼寧省)
5	H9. 8. 8~15	第5回環日本海インターハイ親善交流大会 サッカー、バスケットボール、バドミントン (富山県)
6	H10. 8. 6~13	第6回環日本海インターハイ親善交流大会 サッカー、柔道、バドミントン (ロシア沿海地方ウラジオストク市)
7	H11. 8. 6~13	第7回環日本海インターハイ親善交流大会 サッカー、柔道、バドミントン (韓国江原道)
8	H12. 7. ~8. 13	第8回環日本海インターハイ親善交流大会 サッカー、柔道、バドミントン (中国遼寧省)
9	H13. 7. 18~7. 25	第9回環日本海インターハイ親善交流大会 サッカー、柔道、バドミントン (富山県)
10		ロシア沿海地方の都合により中止
11	H15. 8. 25~9. 1	第11回環日本海インターハイ親善交流大会 バスケットボール、柔道、バドミントン (韓国江原道)
12	H16. 7. 12~16	第12回環日本海インターハイ親善交流大会 テニス (中国遼寧省)
13	H17. 7. 11~16	第13回環日本海インターハイ親善交流大会 テニス、バドミントン (富山県)
14		ロシア沿海地方の都合により中止
15	H19. 8. 14~19	第15回環日本海インターハイ親善交流大会 卓球、テニス (韓国江原道)
16		中国遼寧省の都合により延期
16	H21. 8. 3~8	第16回環日本海インターハイ親善交流大会 柔道、卓球 (中国遼寧省)
17	H22. 8. 3~8	第17回環日本海インターハイ親善交流大会 柔道、バドミントン (富山県)
18	H23. 8. 2~7	第18回環日本海インターハイ親善交流大会 レスリング、バスケットボール (韓国江原道)
19	H24. 8. 6~11	第19回環日本海インターハイ親善交流大会 レスリング、バスケットボール (中国遼寧省)
20	H25. 8. 4~9	第20回環日本海インターハイ親善交流大会 卓球、バレーボール (富山県)
21	H26. 8. 2~7	第21回環日本海インターハイ親善交流大会 卓球、バレーボール (ロシア沿海地方ウラジオストク市)
22	H27. 8. 9~14	第22回環日本海インターハイ親善交流大会 卓球、バレーボール (韓国江原道)
23	H28. 8. 7~12	第23回環日本海インターハイ親善交流大会 卓球、バレーボール (中国遼寧省)
24	H29. 8. 6~11	第24回環日本海インターハイ親善交流大会 バスケットボール、柔道 (富山県)
25	H30. 8. 5~11	第25回環日本海インターハイ親善交流大会 バスケットボール、柔道 (ロシア沿海地方ウラジオストク市)
26	R1. 8. 5~10	第26回環日本海インターハイ親善交流大会 バスケットボール、柔道 (韓国江原道)
27	R2~R4	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け延期
27	R5. 8. 6~11	第27回環日本海インターハイ親善交流大会 バスケットボール、柔道 (中国遼寧省)

## (2) とやま元気っ子スポーツライフサポート事業 (幼保小中体力・運動能力向上、連携事業)

### ① 目的

幼児及び児童生徒の豊かなスポーツライフの実現に向け、幼稚園教諭、保育士及び教員が運動遊びや学校体育活動の充実の必要性、系統性や連続性のある指導について理解を深め、その資質や指導力を高めることで、幼児期から中学生期までの運動好きな子供の育成と運動習慣の定着を図る。

### ② 事業内容

本事業は、幼児期から中学生期までの系統性、連続性のある体制づくりの構築を目指していることから、下記③アの研修については必ず行う。

### ③ 研修内容

#### ア 指導力向上のため異校種の指導者が参加する運動指導方法の研修

イ 運動好きな子供の育成や運動習慣の定着を図るための運動指導方法の校内研修

ウ 専門的な技術指導力をもつ地域人材及び大学教授等を派遣した運動指導方法の研修

エ その他、幼児期から中学生期まで運動好きな子供の育成と運動習慣の定着を図ることを目的とした研修

射水市	2 中学校、5 小学校、1 3 園	1 3 8 時間
高岡市	3 1 幼保こども園	1 1 9 時間
滑川市	7 小学校、1 5 幼保こども園	8 6 時間
上市町	8 幼保こども園	8 0 時間
氷見市	1 2 幼保こども園	6 0 時間
南砺市	1 6 幼保こども園	5 0 時間
小矢部市	7 幼保こども園	3 5 時間
砺波市	8 小学校	2 8 時間
朝日町	2 小学校 幼保こども 3 園	2 7 時間
<b>R 5 計</b>	<b>2 中学校、2 2 小学校、1 0 5 幼保こども園</b>	<b>6 2 3 時間 (R 5 予定)</b>



### ④ 専門的な技術指導力をもつ指導講師派遣

大学講師等を招いての異校種指導者運動指導法研修

射水市	塩見 一成 (富山短期大学 講師)
高岡市	澤 聡美 (富山大学教育学部 准教授)
滑川市	小川 耕平 (富山福祉短期大学 教授)
上市町	稲川 峰士 (いながわ体操スクール)
氷見市	白旗 和也 (日本体育大学 教授)
南砺市	柴崎 裕貴 (NPO 法人運動保育士会)
小矢部市	澤 聡美 (富山大学教育学部 准教授)
砺波市	佐伯 聡士 (富山大学教育学部 准教授) //
朝日町	近江 純 (KOBA 式体幹バランスアスリートトレーナー)



### (3) 運動好きな子どもの育成と体力向上の取組

#### ① Web アプリ「とやま元気っ子チャレンジ」の活用

ア 目的 運動継続と健康的な生活習慣を支援するための Web アプリを、学習用端末を中心に活用し、個に応じた運動実践や生活習慣の管理や記録、スポーツテストや生活習慣調査のデジタル化、映像資料の発信等と連携することで、定期的な運動習慣定着と、健康的な生活習慣実践の契機とし、健康増進やスポーツへの興味関心の向上を図る。

イ 主な機能

- ・チャレンジマップ（チャレンジ3015）機能
- ・ミッション機能及びコイン獲得及びコインを利用した応募機能
- ・スポーツテストの入力及び集計・グラフ作成機能
- ・ゲンキッズとやまの入力及び集計・グラフ作成機能 等

ウ R5実績

- ・利用者数 小学生：37,892人 中学生：19,173人
- ・キャンペーン応募数 10,571口（2回実施）
- ・Youtubeチャンネル登録者数1,157人 視聴回数26,4万回（R5）



動画を活用したミッション画面



チャレンジマップ画面

#### ② チャレンジランキングの実施

ア 目的 子どもたちが、積極的に運動やスポーツに取り組むには、学校や学級などの集団での活動が効果的であるため、体力テストなどの運動記録を競い合う体力ランキングを実施し、子どもたちの運動意欲の向上を図ることを目的とする。

イ 対象学年 小学校1年生～6年生

ウ 実施種目 小・中共通：立ち幅跳び 50m走 縄跳び8の字跳び  
小学校：ドッジボールラリー

エ 参加数 204チーム

オ 表彰 種目ごとに3位以内を表彰



#### ③ とやま元気っ子通信の発行

ア 目的 富山県児童生徒体力向上推進委員会の協議にもとづき、体力向上に関する意識の高揚を図るため「とやま元気っ子通信」を発行している。

イ 内容 運動の効果と必要性について  
幼稚園・小学校・とやま元気っ子スポーツライフサポート事業等の取組

令和5年度 富山県児童生徒体力向上推進委員会 委員名簿

No.	氏 名	役職等
1	堀田 朋基	富山大学人間発達科学部 名誉教授
2	鳥海 清司	富山大学教養教育院 副院長、教授
3	畠山 遵	富山県私立幼稚園・認定こども園協会 会長
4	廣田 香絵	富山県国公立幼稚園・こども園長会 庶務
5	松井 敦子	富山県保育連絡協議会 副会長
6	北川 美優	富山県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会 副会長
7	村澤 英理子	富山県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会 理事
8	櫻井 久哲	富山県PTA連合会 副会長
9	清水 卓	富山県小学校教育研究会 体育科部会研究専門委員
10	齊藤 嵩之	富山県小学校教育研究会 体育科部会研究専門委員
11	高瀬 優子	富山県中学校教育研究会 常任幹事
12	廣瀬 翔平	富山県中学校体育連盟 研究部委員長
13	上野 浩一郎	富山県高等学校体育連盟 副理事長
14	飯村 善行	富山県高等学校体育保健学会 推薦
15	中崎 章子	富山県教育委員会 小中学校課 指導主事
16	永原 みどり	東部教育事務所 指導主事
17	福山 暁雄	西部教育事務所 指導主事
18	金森 淳史	滑川市教育委員会 生涯学習・スポーツ課 主任
19	小山 千春	氷見市教育委員会 スポーツ振興課 主査



## (4) 幼児期からの運動習慣形成推進事業（拠点自治体：小矢部市）

※スポーツ庁再委託事業「幼児期からの運動習慣形成プロジェクト」

### ① 運動遊びの重要性に関する普及等

- 保護者及び先生等を対象に講習会や体験教室を継続的に実施。普段から幼児や児童に関わる機会の多い大人の行動変容につながり、子供たちの運動遊びの機会や運動時間の増加を図った。

指導者研修会	(オンライン)	10月13日(金)
保護者講習会	(小矢部市)	12月17日(日)
保護者講習会	(小矢部市)	1月14日(日)
プレイリーダー講習会	(富山市)	1月20日(土)



### ② 運動遊びを経験できる環境の充実

- 親子で気軽に参加できるスポーツイベントを開催。家族と一緒に運動の楽しさを味わわせることで、運動するきっかけを作り、子供たちの体を動かす動機付けを高めた。

親子でエンジョイ！運動遊び教室（ベースボール5）	(小矢部市)	10月14日(土)
親子運動ひろば	(小矢部市)	10月7日(土) 11月11日(土)
親子de運動あそび	(富山市)	1月20日(土)



- 継続的に参加できる運動教室を開催。継続的に運動に親しめる環境の充実を図った。

ちびっ子運動あそび教室	(小矢部市)	11月7日(火)～	計9回
親子運動教室	(小矢部市)	12月10日(日)～	計3回
障害児運動教室	(小矢部市)	10月15日(日)～	計8回
エンジョイホッケーパーク	(小矢部市)	12月2日(土)～	計7回



- ミズノ（株）が提供する遊びプログラムを活用したスポーツイベントの開催と、映像映像（運動遊び動画）の配信。県全体に幼児期からの運動遊びを普及・啓発を図った。

へキサスロン	(富山市)	1月13日(土)
ミズノ流忍者学校(2回)	(富山市)	1月13日(土)
親子de運動あそび(2回)	(富山市)	1月20日(土)

映像資料の配信 >>>



## (5) 武道指導者資質向上支援事業

### (スポーツ庁委託事業「令和の日本型学校体育構築支援事業」)

#### ① 目的

柔道、剣道、相撲を中心としてきた武道の授業に、他の日本武道協議会加盟団体種目を加えて実践する「武道推進モデル校」に県内の中学校を指定し、実践研究を進める。

#### ② 事業内容

##### ア 「武道推進モデル校」への外部指導者派遣

柔・剣道及び弓道、合気道、空手道、銃剣道の指導者を「武道推進モデル校」へ派遣  
コロナウイルス等感染症対策に留意した武道指導の実践

※「武道推進モデル校」 射水市立小杉南中学校 剣道・空手道



空手道体験教室

##### イ 武道段位資格取得講習会

武道段位を有しない体育教員を対象に、段位取得講習会を開催する。

日時：令和5年8月7日（月）、8日（火）、9日（水）

会場：立山町武道館、新湊アイシン軽金属スポーツセンター

滑川市総合体育センター



武道資格認定講習会



剣道授業指導法講習

##### ウ 指導者資質向上研修会の開催

武道を担当する保健体育科教員を対象に、武道授業研修会を開催する。

日時：令和5年10月29日（日）

会場：県営富山武道館

## (6) スポーツエキスパート活用推進事業

### ① 目的

運動部活動における、高度化・多様化する生徒のニーズに対応するため、専門的な実技指導力を有する指導者（テクニカルエキスパート）を県立学校へ派遣するとともに、スポーツ医・科学に基づいた指導による効果的な体力向上やスポーツ障害予防のために、トレーナーや栄養士（トレーニングエキスパート）を県立学校に派遣し、運動部活動の活性化と指導体制の充実を図る。

併せて、地域のスポーツクラブ等、関係団体からなる委員会を設置し、地域等との連携・協働体制を構築し、地域の優れた指導者の活用の推進を図る。

### ② 事業内容

#### ア テクニカルエキスパート（実技指導者）派遣

- ・専門的な実技指導力を有する指導者を県立学校へ派遣
- ・35校へ135名派遣（R4年度 34校へ138名）  
※県立学校に部活動指導員を35名配置※文化部含む

#### イ トレーニングエキスパート（トレーナー、栄養士等）派遣

- ・体力向上やスポーツ障害予防のためのトレーニング指導を行うトレーナーや栄養士を県立学校へ派遣
- ・派遣回数 97回
- ・派遣校数 11校
- ・派遣者数 16名

<参考>過去4年間の実績	
H30年度	57回（9校・14名）
R元年度	81回（10校・18名）
R2年度	79回（11校・15名）
R3年度	68回（10校・13名）
R4年度	81回（10校・14名）

#### ウ スポーツエキスパート派遣事業（市町村）補助金

- ・市町村が行うスポーツエキスパート派遣事業に係る経費を補助（県1/3、市町村2/3）
- ・R5年度 70校へ297名派遣（R4年度 70校へ325名）  
※R5年度県内の公立中学校に部活動指導員を143名配置※文化部含む



呉羽中学校・ハンドボール部

③ 令和5年度中学校運動部活動部員数、エキスパート派遣者数等

	部 名	部員数			部活動数			スポーツ エキス パート	部活動 指導員
		男子	女子	合計	男子	女子	合計		
1	陸上競技	968	582	1,550	49	49	98	16	10
2	水 泳	60	44	104	17	17	34	0	0
3	軟式野球	1,084	22	1,106	67	0	67	29	12
4	ソフトボール	0	280	280	0	23	23	6	5
5	バレーボール	468	1,135	1,603	28	62	90	33	8
6	バスケットボール	1,192	773	1,965	50	48	98	39	20
7	柔 道	342	68	410	42	26	68	19	14
8	剣 道	486	312	798	55	46	101	30	10
9	サッカー	946	49	995	44	0	44	14	5
10	卓 球	1,180	671	1,851	54	47	101	26	5
11	バドミントン	963	1,151	2,114	46	52	98	29	16
12	ハンドボール	298	179	477	16	13	29	19	1
13	体操	5	33	38	2	2	4	3	0
14	新体操	7	49	56	2	10	12	4	1
15	ソフトテニス	1,078	1,172	2,250	49	54	103	22	13
16	相撲	7	0	7	1	0	1	1	0
17	ホッケー	37	42	79	3	4	7	0	0
18	スキー	32	18	50	8	5	13	3	2
19	アーチェリー	28	27	55	1	1	2	0	0
20	ラグビー	32	3	35	2	0	2	0	0
21	空手道	7	2	9	1	1	2	0	1
22	カヌー	12	13	25	1	1	2	0	2
23	テニス	101	80	181	5	5	10	0	3
24	フェンシング	10	4	14	1	1	2	1	0
25	ボート	17	7	24	2	2	4	2	0
26	ヨット	6	13	19	1	1	2	1	1
27	弓道	40	32	72	2	2	4	0	2
28	なぎなた	0	21	21	0	1	1	0	1
29	バトントリリング	0	0	0	0	0	0	0	0
30	駅伝	0	0	0	0	0	0	0	0
31	トレーニング	33	2	35	1	1	2	0	0
合 計		9,439	6,784	16,223	550	474	1,024	297	132

\*軟式野球部、サッカー部、ラグビー部の女子について、実態として男子部と活動を行い試合にも出場している

ため、女子部活動数には含まないこととする。

\*部活動指導員は文化部11名を除いた人数を示す。

※公立中学校対象

④ 令和5年度 高等学校運動部活動部員数、スポーツエキスパート派遣者数等

No.	部 名	部員数			部活動数			*①	*②	*③
		男子	女子	合計	男子	女子	合計			
1	陸上競技	655	381	1,036	39	32	71	10	13	1
2	水泳	8	10	18	4	3	7			
3	軟式野球	31	0	31	2	0	2			
4	ソフトボール	39	200	239	2	15	17	6	1	1
5	バレーボール	365	586	951	21	34	55	10	6	6
6	バスケットボール	878	604	1,482	39	37	76	9	6	3
7	柔道	147	39	186	16	12	28	2		
8	剣道	175	102	277	27	22	49	7	12	1
9	サッカー	1,295	214	1,509	38	33	71	13	5	2
10	卓球	513	199	712	34	30	64	5		1
11	バドミントン	958	626	1,584	35	36	71	11		1
12	ハンドボール	326	131	457	12	10	22	5	6	4
13	体操	1	0	1	1	0	1			
14	新体操	4	7	11	1	3	4	1	6	
15	ソフトテニス	452	292	744	22	24	46	9		4
16	スキー	13	18	31	4	5	9	3		
17	硬式野球	1,105	98	1,203	40	27	67	12	28	
18	テニス	300	215	515	18	17	35	5		
19	ホッケー	34	21	55	2	2	4	2	6	
20	ラグビー	148	13	161	7	5	12	1		
21	相撲	8	0	8	1	0	1			
22	スケート	0	0	0	0	0	0			
23	ボート	42	12	54	2	2	4	2		
24	レスリング	31	12	43	4	3	7	2	2	
25	弓道	217	238	455	13	12	25	7		
26	自転車競技	3	2	5	1	1	2			
27	ボクシング	21	7	28	3	2	5	2		
28	ウエイトリフティング	22	19	41	2	1	3	1	2	
29	ヨット	10	10	20	1	1	2	1		
30	フェンシング	9	9	18	2	2	4	1		
31	空手道	30	19	49	4	4	8	1		1
32	アーチェリー	65	45	110	5	5	10	2		2
33	なぎなた	0	15	15	0	1	1	2		
34	山岳	74	26	100	4	4	8			
35	ライフル射撃	19	11	30	1	1	2	1		
36	馬術	0	0	0	0	0	0			
37	ゴルフ	5	2	7	2	1	3			
38	アイスホッケー	7	1	8	1	1	2			
39	カヌー	10	7	17	1	1	2	1		
40	水球	11	9	20	1	1	2	1		
41	総合運動	7	2	9	1	1	2		4	
42	チャリディング(応援団)	28	11	39	2	1	3			
43	ダンス	36	70	106	4	5	9			2
44	バトントワリング	0	0	0	0	0	0			
45	ボウリング	5	1	6	1	1	2			
合 計		8,107	4,284	12,391	420	398	818	135	97	29

※全日制公立及び私立高等学校対象

※部数については、部員がいる部をカウント

※トレーニングエキスパートの「41総合運動」に該当するものは、複数の部活動に渡り指導したものを含む。

\*①テクニカルエキスパート配置数 \*②トレーニングエキスパート派遣回数 \*③部活動指導員配置数(文化部4名除く)を示す。



## (7) 部活動指導員の配置

### ① 目的等

部活動の顧問教員の部活動指導に係る勤務時間を軽減し、授業準備や学習指導など生徒と向き合う時間の確保と優れた指導による競技力の向上を図るため、専門的な知識・技能を有する部活動指導員を県立学校と公立中学校に配置する。

### ② 部活動指導員配置校一覧

ア 高等学校 35名(24校/39校) ※運動部30名、文化部5名

No.	学校名	部活動名	No.	学校名	部活動名	No.	学校名	部活動名
1	入善	サッカー	10	富山中部	吹奏楽	17	高岡	放送
2	桜井	アーチェリー	11	富山工業	女子バレーボール	18	高岡商業	男子ハンドボール
		男子バレーボール			ソフトテニス			バドミントン
3	魚津	男子ソフトテニス	12	富山商業	ハンドボール	19	伏木	女子バレーボール
		女子バレーボール			ソフトボール	20	福岡	女子バスケットボール
4	魚津工業	アーチェリー	13	呉羽	経理	21	砺波工業	吹奏楽
5	滑川	ソフトテニス			陸上競技			22
6	上市	空手道	ハンドボール	14	大門	剣道	ライフル射撃(男子)	
		ダンス	バレーボール			23	南砺平	バレーボール
7	雄山	サッカー	15	新湊	バスケットボール	24	石動	女子バスケットボール
8	富山	ダンス	16	高岡工芸	ハンドボール			
9	富山いづみ	卓球						

イ 中学校 143名(53校/76校) ※運動部132名、文化部11名

市町村(人数)	学校名	部活動名	市町村(人数)	学校名	部活動名		
朝日町(6名)	朝日中学校	女子バスケットボール部	高岡市(7名)	戸出中学校	柔道部		
		柔道部		南星中学校	バスケットボール部		
		剣道部		五位中学校	バドミントン部		
		ソフトテニス部		福岡中学校	柔道部		
		卓球部		伏木中学校	バスケットボール部		
		野球部		志貴野中学校	弓道部		
入善町(8名)	入善中学校	女子バスケットボール部	氷見市(5名)	西の杜学園	卓球部		
		野球部		北部中学校	女子ハンドボール部		
		ソフトテニス部		西條中学校	剣道部		
	バドミントン部	南部中学校		吹奏楽部			
	入善西中学校	女子ソフトテニス部		十三中学校	女子バドミントン部		
		柔道部		石動中学校	女子バレーボール部		
野球部		大谷中学校	女子バドミントン部				
黒部市(6名)	清明中学校	剣道部	小矢部市(10名)	ソフトテニス部	サッカー部		
		ソフトテニス部		ソフトテニス部			
		放送部		男子バスケットボール部			
	明峰中学校	野球部		女子バレーボール部			
		バスケットボール部		美術部			
		バドミントン部		サッカー部			
魚津市(7名)	西部中学校	バレーボール部	砺波市(4名)	津沢中学校	柔道部		
		ソフトテニス部		女子バレーボール部			
	東部中学校	バスケットボール部		庄川中学校	ソフトテニス部		
		女子バドミントン部		庄西中学校	剣道部		
	滑川市(14名)	滑川中学校		野球部	南砺市(27名)	城端中学校	柔道部
				ソフトテニス部			スキー部
バドミントン部			ソフトテニス部				
陸上部			陸上部				
バレーボール部			美術部				
バスケットボール部			サッカー部				
吹奏楽部	陸上部						
上市町(10名)	上市中学校	柔道部	吉江中学校	井波中学校	美術部		
		カヌー部			剣道部		
		テニス部		野球部			
		柔道部		バドミントン部			
		剣道部		柔道部			
		空手部		ソフトテニス部			
立山町(5名)	雄山中学校	バドミントン部	平中学校	利賀中学校	バレーボール部		
		女子バレーボール部			バドミントン部		
		ソフトテニス部		福野中学校	柔道部		
		陸上部		福光中学校	なぎなた部		
		弓道部		卓球部			
		吹奏楽部		陸上部			
テニス部	吉江中学校	ソフトテニス部					
富山市(13名)	新庄中学校	軟式野球部	南砺つばき学舎	南砺つばき学舎	吹奏楽部		
		バスケットボール部			バスケットボール部		
		バスケットボール部			バスケットボール部		
		吹奏楽部			バスケットボール部		
		柔道部			バスケットボール部		
		バスケットボール部			バスケットボール部		
		卓球部			バスケットボール部		
		陸上競技部			バスケットボール部		
		バドミントン部			バスケットボール部		
		硬式テニス部			バスケットボール部		
		軟式野球部			バスケットボール部		
射水市(18名)	新湊南部中学校	バスケットボール部	15市町村計143名	53校/76校	運動部132名 文化部11名		
		バスケットボール部					
		吹奏楽部					
		柔道部					
		バスケットボール部					
		卓球部					
		陸上競技部					
		バドミントン部					
		硬式テニス部					
		軟式野球部					
		バスケットボール部					
バスケットボール部							
女子バスケットボール部							
野球部							
男子ヨット部							
バドミントン部							
剣道部							
野球部							
柔道部							
サッカー部							
吹奏楽部							
新体操部							
ソフトボール部							
男子ソフトテニス部							
野球部							
女子バスケットボール部							
陸上競技部							
女子剣道部							
男子バレーボール部							
ソフトボール部							

## (8) 地域運動部活動推進事業

### ① 令和5年度 富山県の取組み

ア 予算：34,156千円（国33,481千円 県675千円）

イ 国の実践研究（市町村へ再委託）

「運動部活動の地域移行に向けた実証事業」

富山市、高岡市、射水市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、  
南砺市、上市町、朝日町

「合同部活動の推進に関する実証事業」

南砺市

ウ 地域部活動検討委員会の開催（委員：学術経験者及び有識者、関係団体代表等）

第1回（5月10日）

- ・地域部活動支援事業について（報告）
- ・令和4年度地域部活動実践研究について（報告）
- ・令和5年度地域部活動実証事業について
- ・応援企業の登録の進捗状況について
- ・今後の部活動の地域移行に向けた課題対策及び方向性について

第2回（10月24日）

- ・「富山県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」について
- ・応援企業表彰について
- ・令和5年度地域部活動実証事業について（中間報告）

第3回（3月5日）

- ・応援企業表彰について
- ・令和5年度地域部活動実証事業について（報告）

### ② 令和5年度 実証事業を行う市町の取組み

「運動部活動の地域移行に向けた実証事業」

○富山市【拠点校を地域のスポーツクラブや保護者が支援する地域部活動方式】

- ・拠点校：堀川中学校、和合中学校
- ・活動場所：自校や近隣の体育施設（小・中・高等学校の施設を含む）
- ・対象部活動：バレーボール、柔道、陸上競技、軟式野球、サッカー
- ・運営主体：地域のスポーツクラブ、保護者会

○高岡市【市内全域を対象とした地域部活動方式】

- ・実施競技：軟式野球、バドミントン、バレーボール、ソフトテニス、  
陸上競技、バスケットボール、サッカー、卓球、水泳競技、  
ハンドボール、剣道、柔道、相撲、ソフトボール、体操・新体操
- ・実施回数：年12回程度 ※競技毎に計画・立案
- ・運営主体：高岡市体育協会及び高岡市地域スポーツクラブ

○射水市【市内全中学校（6校）を対象とした地域部活動方式】

- ・対象校：新湊中学校、新湊南部中学校、射北中学校、小杉中学校、小杉南中学校、大門中学校
- ・活動場所：体育館等（中学校体育施設及び公共体育施設）
- ・対象部活動：バスケットボール、剣道、柔道、ハンドボール、卓球、ソフトテニス
- ・運営主体：射水市教育委員会

○滑川市【拠点競技を中心とした地域部活動方式】

- ・拠点校：滑川中学校、早月中学校
- ・活動場所：市内中学校体育施設及び公共体育施設
- ・対象部活動：（両校）バドミントン、バスケットボール  
（滑川中学校）軟式野球、ソフトボール  
（早月中学校）陸上競技
- ・運営主体：滑川市教育委員会

○黒部市【市内全中学校（2校22部活動）を対象とした地域部活動方式】

- ・対象校：明峰中学校 清明中学校
- ・対象部活動：（明峰）女子バレーボール、男子バスケットボール、女子バスケットボール  
アーチェリー  
（両校）陸上競技、柔道、剣道、バドミントン、卓球、ソフトテニス
- ・運営主体：黒部市教育委員会

○砺波市【市内全中学校（4校）を対象とした地域部活動方式】

- ・対象校：出町中学校、庄西中学校、般若中学校、庄川中学校
- ・実施競技：陸上競技、軟式野球、ソフトボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、バレーボール、バスケットボール、サッカー、柔道、剣道、新体操
- ・活動場所：学校体育施設及び社会体育施設
- ・対象部活動：実施競技と同様
- ・運営主体：砺波市教育委員会

○小矢部市【市内全域を対象とした地域部活動方式（複数、合同、単独）】

- ・対象校：石動中学校、大谷中学校、津沢中学校、蟹谷中学校
- ・活動場所：隣接体育施設（ホッケー場、グラウンド、武道館、体育館等）
- ・対象部活動：ホッケー（石動中学校、大谷中学校、津沢中学校、蟹谷中学校）  
野球（石動中学校、大谷中学校、津沢中学校、蟹谷中学校）  
柔道（石動中学校）  
サッカー（石動中学校、大谷中学校、蟹谷中学校）  
吹奏楽（津沢中学校）
- ・運営主体：（委託先）NPO法人おやベスポーツクラブ、市吹奏楽団



○南砺市【地域に根差した拠点競技を選定し、持続可能にする地域部活動方式】

・種目及び参加校：

ソフトテニス（城端中学校）、剣道（井波中学校）

ソフトボール（吉江中学校、城端中学校）、陸上・スキー（城端中学校）

バドミントン（福野中学校、平中学校、南砺つばき学舎）

なぎなた（福野中学校）、卓球（福光中学校、吉江中学校）

野球（福野中学校、城端中学校、福光中学校、吉江中学校）

・運営主体：南砺市教育委員会、南砺市体育協会、南砺市競技団体

○上市町【地域クラブ（完全移行）と学校部活動の併用方式】

・拠点校：上市中学校

・活動場所：体育館等（小・中学校体育館及び公共体育施設）

・対象競技：【地域クラブ】バスケットボール、カヌー、硬式テニス、バドミントン、柔道  
剣道、空手道

【部活動】陸上競技、ソフトテニス、軟式野球、バレーボール、卓球

・運営主体：上市町教育委員会、上市町地域クラブ推進協議会、各地域クラブ

○朝日町【文化部を含めた地域クラブ方式】

・拠点校：朝日中学校

・活動場所：隣接体育施設（体育館、武道館、グラウンド、テニス場等）

・対象競技：バスケットボール、陸上競技、卓球、剣道、柔道、ソフトテニス、  
野球、バレーボール、吹奏楽

・運営主体：朝日町型部活動コミュニティクラブ

「合同部活動の推進に関する実証事業」

○南砺市：市内全学校を対象とした10種目の部活動で合同部活動を推進

・推進校：福光中学校、吉江中学校、城端中学校、井波中学校、利賀中学校  
平中学校、福野中学校、南砺つばき学舎

(9) 小・中・高等学校における体育的行事等に関する現況（令和4年度）

① 小学校

	県全体		魚津地区		富山地区		高岡地区		砺波地区	
小学校数	177 校		22 校		84 校		49 校		22 校	
児童数	46,767 人		4,853 人		22,774 人		13,465 人		5,675 人	
運動会	176 校	99 %	22 校	100 %	83 校	99 %	49 校	100 %	22 校	100 %
球技大会	0 校	0 %	0 校	0 %	0 校	0 %	0 校	0 %	0 校	0 %
陸上記録会	8 校	5 %	2 校	9 %	6 校	7 %	0 校	0 %	0 校	0 %
水泳大会	83 校	47 %	7 校	32 %	44 校	52 %	25 校	51 %	7 校	32 %
持久走大会	89 校	50 %	16 校	73 %	15 校	18 %	39 校	80 %	19 校	86 %
遠足	6 校	3 %	3 校	14 %	3 校	4 %	0 校	0 %	0 校	0 %
歩行会	1 校	1 %	0 校	0 %	0 校	0 %	1 校	2 %	0 校	0 %
スキー教室	140 校	79 %	16 校	73 %	69 校	82 %	40 校	82 %	15 校	68 %
スケート教室	6 校	3 %	0 校	0 %	6 校	7 %	0 校	0 %	0 校	0 %
スノーボード教室	0 校	0 %	0 校	0 %	0 校	0 %	0 校	0 %	0 校	0 %
雪合戦	0 校	0 %	0 校	0 %	0 校	0 %	0 校	0 %	0 校	0 %
臨海学校	0 校	0 %	0 校	0 %	0 校	0 %	0 校	0 %	0 校	0 %
キャンプ	1 校	1 %	1 校	5 %	0 校	0 %	0 校	0 %	0 校	0 %
オリエンテーリング大会	6 校	3 %	0 校	0 %	2 校	2 %	4 校	8 %	0 校	0 %
なわとび大会	54 校	31 %	11 校	50 %	21 校	25 %	16 校	33 %	6 校	27 %
相撲大会	0 校	0 %	0 校	0 %	0 校	0 %	0 校	0 %	0 校	0 %
ダンス発表会	1 校	1 %	0 校	0 %	1 校	1 %	0 校	0 %	0 校	0 %
器械運動発表会	0 校	0 %	0 校	0 %	0 校	0 %	0 校	0 %	0 校	0 %
登山	70 校	40 %	7 校	32 %	50 校	60 %	7 校	14 %	6 校	27 %
体力・運動能力調査	177 校	100 %	22 校	100 %	84 校	100 %	49 校	100 %	22 校	100 %
始業前・業間等運動	149 校	84 %	20 校	91 %	68 校	81 %	41 校	84 %	20 校	91 %

② 中学校

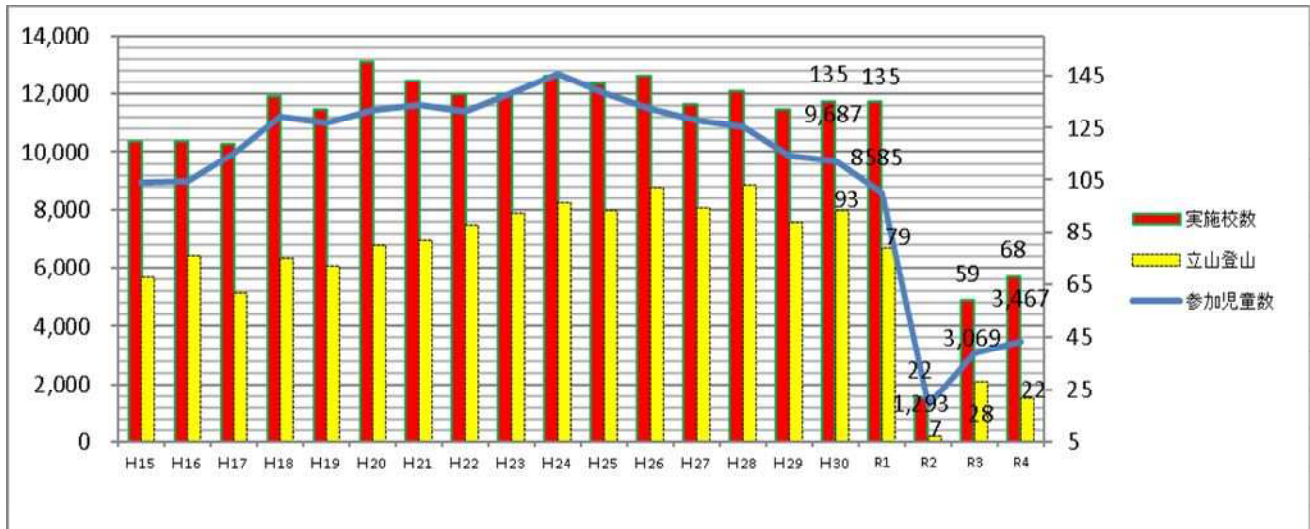
	県全体		新川地区		富山地区		高岡地区		砺波地区		私立中学	
中学校数 (公立+私立)	78 校		12 校		26 校		23 校		16 校		1 校	
生徒数	25,369 人		4,829 人		9,987 人		7,286 人		3,059 人		208 人	
運動会 (体育大会)	77 校	99%	12 校	100%	25 校	96%	23 校	100%	16 校	100%	1 校	100%
校内球技大会	41 校	53%	10 校	83%	10 校	38%	13 校	57%	7 校	44%	1 校	100%
校内陸上記録会	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%
水泳大会・記録会	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%
持久走大会	4 校	5%	0 校	0%	1 校	4%	2 校	9%	1 校	6%	0 校	0%
歩行会	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%
スキー教室	3 校	4%	0 校	0%	1 校	4%	0 校	0%	2 校	13%	0 校	100%
スケート大会	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%
スノーボード大会	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%
雪合戦大会	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%
臨海学校	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%
キャンプ	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%
リエンターリング大会	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%
なわとび大会	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%
寒稽古	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%
武道大会	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%
創作ダンス発表会	21 校	27%	3 校	25%	6 校	23%	9 校	39%	3 校	19%	0 校	0%
登山	3 校	4%	1 校	8%	1 校	4%	0 校	0%	1 校	6%	0 校	0%
体力・運動能力調査	78 校	100%	12 校	100%	26 校	100%	23 校	100%	16 校	100%	1 校	100%

③ 高等学校・特別支援学校（高等部）

	高校合計 (県立+私立)		県立高校				私立高校		特別支援学校 (高等部)	
			全日制		定時制					
高等学校数	49 校		34 校		5 校		10 校		13 校	
生徒数	24,932		18,151		877		5,445		459	
運動会（体育大会）	46 校	94%	33 校	97%	3 校	60%	10 校	100%	13 校	100%
球技大会	44 校	90%	32 校	94%	4 校	80%	8 校	80%	3 校	23%
陸上記録会	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	1 校	8%
水泳大会・記録会	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%
持久走大会	5 校	10%	5 校	15%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%
歩行会	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%
スキー教室	2 校	4%	2 校	6%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%
スケート教室	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%
スノーボード教室	1 校	2%	1 校	3%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%
雪合戦大会	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%
臨海学校	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%
キャンプ	1 校	2%	1 校	3%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%
リエンターリング大会	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%
なわとび大会	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%
寒稽古	1 校	2%	1 校	3%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%
武道大会	1 校	2%	1 校	3%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%
創作ダンス発表会	16 校	33%	15 校	44%	0 校	0%	1 校	10%	1 校	8%
登山	1 校	2%	1 校	3%	0 校	0%	0 校	0%	0 校	0%
体力・運動能力調査	46 校	94%	33 校	97%	4 校	80%	9 校	90%	9 校	69%

## (10) 立山登山等の実施状況

### ①小学校登山実施状況



### ②集団登山引率者講習会の実施（H16～）

ア 趣 旨 各学校における集団登山が安全に実施されるよう、集団登山を実施する学校の教員の引率能力の向上を図る。

イ 協 力 県警山岳警備隊、県山岳連盟 他

ウ 受 講 者 立山等の登山を計画している学校の教員（公、私、国）

エ 期 日 令和5年6月29日、30日  
7月6日、7日

（※1日目の午後にオンラインによる研修、2日目に日帰りの登山研修）

オ 場 所 立山（雄山及び室堂周辺）

カ 講習内容 立山の自然や歴史、事故事例や危急時の対応、登山の心構えや安全対策、体調不良時の対処法、緊急時の搬送方法、ヘルメットの借用や装着の方法 等

平成27年度より登山時の安全対策として普及しつつある登山用ヘルメットを「立山自然保護センター」に600個配備（自然保護課）し、小学校等の立山登山時に有償（1回100円）で貸出を開始した。

R2：2団体に114個貸出 R3：17団体に546個貸出 R4：22団体に1046個貸出

※ 立山町では室堂周辺の山小屋15施設に対してヘルメット240個、ガスマスク220個配備



集団登山引率者講習会の様子（R5）

### 3 通知

#### (1) 夏季における児童生徒等の事故防止について

保体第225号  
企調第224号  
令和元年7月16日

市町村教育委員会教育長  
市町村立学校長  
県立学校長 殿  
私立学校長  
教育事務所長

富山県教育委員会教育長  
富山県総合政策局長

#### 夏季における児童生徒等の事故防止について（通知）

このことについては、かねてから適切な管理・指導をお願いしているところでありますが、夏季及び夏季休業を迎えるに当たって、児童生徒等がこの期間を有意義に過ごせるよう下記事項に留意されるとともに、平成17年7月4日付け学第3702号、福第200号、文学第461号「児童生徒の安全確保について（通知）」を再度確認され、事故防止と安全確保に万全を期されるようご配慮願います。

また、所属の職員等の、救命法やAED（自動体外式除細動器）の使用法等に関する研修に努められるなど、児童生徒の危急時への対応につきましてご配慮願います。

なお、本通知の施行に伴い、「夏季における児童生徒等の事故防止について（通知）」（平成23年6月20日付けス保第1238号富山県教育委員会教育長及び文学第410号富山県経営管理部長通知）は廃止します。

#### 記

##### 1 水泳等の事故防止について

(1) プールの利用期間前に排（環）水口の蓋の設置の有無を確認し、蓋がない場合及び固定されていない場合は、早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善を図るほか、排（環）水口の吸い込み防止金具についても丈夫な格子金具とするなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とすること。また、屋内プールにあっては、吊り天井の脱落防止のための点検を行う等の安全対策を講ずること。

(2) プールを安全に利用できるよう、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うとともに、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。監視員については、プール全体がくまなく監視できるよう十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。

また、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関して、就業前に十分な教育及び訓練を行うこと。

(3) プールについては、「プールの安全標準指針」を参考として安全な管理運営の徹底を図るとともに、学校における指導に当たっては、「学校における水泳事故防止必携（2018年改訂版）」（平成30年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）、「水泳指導の手引き（3訂版）」（平成26年3月文部科学省）、「スタートの段階指導」および「プール水深とスタートの高さに関するガイドライン」（2019年3月公益財団法人日本水泳連盟）も参考とすること。

(4) プールにおける事故には、飛び込みによるスタート時に、深く入水し、水底に頭部を打ちつけて死亡等の事故が起きている中、安全に十分配慮した指導を行うこと。学習指導要領においては、小・中学校及び高等学校入学年次の授業では、飛び込みによるスタート指導は行わず、水中からのスタートを指導することとしているが、高校入学年次の次の年次においても原則水中からのスタートを取り扱うことを踏まえること。

また、監視体制が十分でなかったことを要因として児童が死亡した事例、一定の技能を身に付けている児童生徒がスタート時の重大事故に遭った事例、入水の際、無理な息こらえや必要以上に深呼吸を繰り返し行わせたことなどによる重大事故事例も報告されているので十分注意すること。

特に小学校低学年においては、水に十分慣れていない児童もいることから、安全な水遊びの授業が行われるよう、十分な監視及び指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにすること。

- (5) 児童生徒の水難事故が特に学校の夏季休業に入った直後に多発する傾向にあるので、学校においては、水泳の事故防止に関する心得を十分指導し、PTAなどを通じて家庭にも指導の趣旨を周知するよう配慮すること。
- (6) 児童生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときには、必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに、事前に、行き先、帰宅の予定時刻、同行者等を家庭に知らせるよう習慣づけること。
- (7) 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知されるよう、また、班の編成にあたっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること。
- (8) 児童生徒の発達段階に応じて、水泳等に関する事故の危険を予見し、自ら回避できるよう学校、家庭、地域において適切に指導するなど安全指導の充実に努めること。
- (9) 海、河川、湖沼池、用水堀、プールなどの水難事故発生のおそれのある場所については、防護さく、蓋、危険表示の掲示板や標識の整備、監視員の配備、巡回指導の周知など、市町村、警察署、消防署、海上保安部署、保健所等との協力により点検を行い、事故防止について万全の安全確保措置を講ずること。  
なお、幼児の水難事故が比較的多く発生しているので、前記の事故防止措置については、幼児の行動にも配慮した万全のものとするとともに、保護者が、監督を怠ることのないよう、広報等によってこの趣旨の周知を図ること。
- (10) 水泳場の選定に当たっては、保健所その他の関係諸機関の協力を得て、農薬、油、工場廃液、その他浮遊物等による水の汚染状況、水底の状態、潮流などを必ず事前に調査して適切な場所を選定すること。また、水泳場には、水泳区域標識、監視所、救命用具など事故防止のための施設・設備等を整えるとともに、救急体制を確立するよう配慮すること。

## 2 熱中症の予防と応急手当について

気温と湿度の関係により、体内の熱生産と発汗等による放熱のバランスが崩れ、異常体温上昇と脱水状態が合併して起きるのが熱中症である。高気温または高湿度の条件であれば屋内においても発症することがあるので次の事項に留意すること。

- (1) 気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、活動の中止や、延期、見直し等柔軟に対応を検討すること。
- (2) 活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、児童生徒等への健康観察など健康管理を徹底すること。
- (3) 熱中症の疑いのある症状（うわごとを言ったり、少しでも意識がおかしい場合や昏睡状態でけいれんを伴っていたり、ショック状態等）が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等を実施すること。
- (4) 学校の管理下における熱中症事故は、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中においても発生しており、また、体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることに留意すること。

## 3 体育施設・活動場所・設備の安全管理について

体育・スポーツ活動等に使用する施設用具等の安全管理については、活動場所・設備等の安全確保や指導者及び児童生徒への注意喚起等の指導を徹底するとともに、次の事項に留意すること。

- (1) 登り綱（棒）や遊具施設などの固定施設については、定期的に安全点検するとともに、外見上、異常箇所が分かりにくいこともあるので、実際に動かすなど十分に点検すること。
- (2) 卓球台やバレーボール支柱などの用具については、使用前後に安全点検することとし、異常箇所を発見した場合は、直ちに使用を中止し補修すること。
- (3) サッカーゴールやハンドボールゴールなどについては、倒れないよう器具などで固定すること。
- (4) 夏季休業中など、使用しない体育用具や遊具施設については、安全確保のため保管場所や保管方法に十分、配慮すること。
- (5) プールの水質管理等については、「学校環境衛生の基準」の「水泳プールの管理」に基づき、適切に対処すること。

#### 4 野外活動等について

夏季休業中、児童生徒がキャンプ、サイクリング、登山等を行う場合は、事前に計画を届け出させ、事故を起こさないよう十分指導すること。

また、野外活動の実施にあたっては、気象状況のほか児童生徒の健康状態に十分留意するとともに、事前に健康診断を受けさせるなど適切な措置をとること。

##### (1) キャンプ

- ① 共同生活の場であるキャンプ場においては、決められたルールを守り、他の利用者の迷惑にならないようにさせること。
- ② 炊事、キャンプファイヤー等で火気を使用したときは、後始末を完全にさせること。  
なお、キャンプファイヤーを行う場合は、事前にキャンプ場の管理者に届け出て、その指示を受けさせること。
- ③ 残飯やごみは、持ち帰らせること。所定の捨て場などが設けられている場合は、管理者の指示に従い適切に措置させること。

##### (2) サイクリング

- ① 目的地、コース、日程等について事前に十分研究させること。
- ② 交通規則を守り、他人に迷惑をかけないように注意深く行動させること。
- ③ 自転車は正しい乗車姿勢が保てるよう調整させるなど、事前の整備点検を十分行わせること。
- ④ 手袋を必ず着用させること。
- ⑤ 自転車安全運転5則、自転車点検整備5則を十分守らせること。

自転車安全運転5則	自転車点検整備5則
1 交差点では一時停止	1 ブレーキはよく効くか
2 曲がるときは後方確認	2 ベルは良く鳴るか
3 無灯火運転はしない	3 ライト、反射器は明るいか
4 傘さし運転はしない	4 ハンドル、サドルの高さは適切か
5 迷惑駐車はしない	5 タイヤの空気圧は適切か






##### (3) 登山

平成23年3月16日付けス保第1095号、文学第154号「学校における安全な集団登山の実施について(通知)」にしたがい、安全登山に努めること。また、高山植物の保護と環境保全等についても十分指導し配慮すること。

##### (4) 水泳

1の「水泳等の事故防止について」の趣旨を徹底するとともに、児童クラブやPTAなどの監視のもとで水泳を行う場合、人工呼吸及びその他の救助法について心得のある者を依頼する等、緊急時においても迅速に対処できるよう配慮すること。

また、シュノーケルの使用については、安全に十分心がけるよう指導の徹底を図ること。

近年、ノーパニック症候群（前兆、パニック、吸気へのものがき無しに、急速に意識を失う症候群）による溺水が指摘されており、指導・監督の際には留意すること。

##### (5) ローラースケート、スケートボード

- ① 道路では絶対使用させないこと。
- ② 急な斜面では使用させないこと。
- ③ 転倒した際、後頭部を強打するおそれがあるのでヘルメットを着用させること。
- ④ 公園等で使用する場合は、園内の幼児、高齢者、障害物等に注意させること。

事務担当 保健体育課学校体育係

TEL 076-444-3462 (直通)



## (2) 冬季野外活動における児童生徒等の事故防止について

ス 第1398号  
文 学 第 570号  
平成18年12月8日

各市町村教育委員会教育長  
各小・中学校長  
各県立学校長 殿  
各教育事務所長  
各私立中・高等学校長

富山県教育委員会教育長  
富山県経営管理部長

### 冬季野外活動における児童生徒の事故防止について（通知）

このことについては、かねてから配意を願っているところですが、下記事項に十分留意のうえ、野外活動等の事故防止と安全確保を図るよう適切な指導をお願いします。

#### 記

##### 1 スキー、スノーボード

- (1) 事故発生の原因は、無理なコース選択や無謀なスピードでの滑降によることが多いので、能力に応じたスロープを選択するとともに、指導員やスキーパトロール等の指示に従って滑降するよう指導する。
- (2) 転倒や他のスキーヤー、スノーボーダーとの接触衝突などによる傷害事故の発生やトラブルが予想されるので、ゲレンデでは、常に周囲の状況に留意するよう指導する。  
特に、用具の点検・整備に努めるとともに、防寒と傷害防止を兼ねた「手袋・帽子」は必ず着用するよう指導する。
- (3) スキー場ではゲレンデの状況、気象状況、事故防止のための留意事項などの放送が随時行われるので注意するよう指導する。  
また、事故の発生しやすい危険箇所などについては、標識・表示等があるので注意の徹底を図る。
- (4) 全身運動の不足や膝・腰などの冷えに起因する事故が多いので、準備運動を十分に行いコンディショニングを整えて滑走するよう指導する。
- (5) 万一、事故が発生した場合は、無理をせず、スキーパトロール等に連絡をとり応急処置や搬送を頼むなど、適切な対応ができるよう指導する。

##### 2 スキー実習等

- (1) スキー実習等を実施する場合は、前記のほか、次の事項に留意し指導する。  
ア 上りコース、下りコースを区別し、衝突事故のないようにする。  
イ 自由滑降（各自が自由に滑降すること）は、基本的なスキー操作を指導してから行うとともに、自由滑降の範囲を指定し、適宜巡視を行う。
- (2) スキーツアーを行う場合は、天気の急変や技術・装備などに十分に配慮する。

##### 3 その他

- (1) 冬季は、気象・気温等、自然環境が急変することから、体育・スポーツ活動を行う場合、事前に児童生徒の健康観察を徹底し、ウォーミングアップとクーリングダウンを入念に行う。
- (2) 児童生徒の体力・運動能力や発達段階に応じた運動量になるよう配慮する。
- (3) 平成10年10月に文部省が発行した学校体育実技指導資料第6集「スキーへようこそ」（東洋館出版社）などを参考に、より充実した冬季野外活動になるよう努める。

事務担当 スポーツ課体育指導係  
TEL 076-444-3462

### (3) 富山県児童・生徒の運動競技に関する基準

児童・生徒の体力・運動能力の低下や体験不足が指摘される中、児童・生徒が参加する運動競技は、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を育て、健康の増進と体力の向上を図るだけでなく、児童・生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する教育的効果は極めて大きい。

このような教育的効果が有効に発揮されるには、児童・生徒の発達段階やバランスのとれた生活が考慮されなければならないことから、児童・生徒が参加する運動競技は、勝利至上主義に陥らず、その適正な実施及び参加がなされるよう、次の基準によるものとする。

各団体は、この基準に沿って運動競技の実施及び参加が適正になされるよう取り計らうものとする。また、その際は、各団体がこの基準を超えない範囲で詳細な定めを設けることができる。

#### 記

#### 1 学校教育活動としての運動競技について

##### (1) 運動競技会の開催・参加についての基本的事項

- ① 小学校、中学校又は高等学校の児童・生徒が参加する学校教育活動の一環としての運動競技会の開催は、国、地方公共団体若しくは学校体育団体の主催又はこれらと関係競技団体との共同主催を基本とする。
- ② 主催団体は、運動競技会の規模、日程などが児童・生徒の心身の発達からみて無理がないように留意する。
- ③ 主催団体、学校ともに、運動競技会に参加する者については、本人の意志、健康及び学業などを十分配慮するとともに、その保護者の理解をも十分得るようにする。
- ④ 県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟及び県高等学校野球連盟は、全県的な対外運動競技の年間計画を年度当初に県教育委員会へ報告すること。  
また、全県的な運動競技の実施に当たっては、その都度実施要項を県教育委員会へ提出すること。
- ⑤ 校長は児童・生徒を県外において行われる対外運動競技（練習試合、合宿練習、スポーツ教室を含む。）に参加させようとする場合は、別記様式1により、県立学校については県教育委員会、小学校・中学校については所轄の教育事務所及び市町村教育委員会、私立学校については県経営企画部へ届け出ること。ただし、県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟及び県高等学校野球連盟が主催又は共同主催する対外運動競技については、この限りでない。

##### (2) 運動競技会の開催・参加回数等

- ① 小学校の運動競技会は、特に児童の心身の発達からみて無理のない範囲という観点から、原則として県内における開催・参加とする。
- ② 中学校の運動競技会は、県内における開催・参加を基本としつつ、地方ブロック大会及び全国大会については、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から、各競技につき、それぞれ年間1回程度とする。
- ③ 高等学校の運動競技会は、県内における開催・参加のほか、地方ブロック大会及び全国大会については、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から、各競技につき、それぞれ年間2回程度とする。
- ④ この他、体力に優れ、競技水準の高い生徒が、国、地方公共団体又は財団法人日本体育協会の加盟競技団体が主催する全国大会で、競技水準の高い者を選抜して行うものに参加する場合、学校教育活動の一環として取り扱うことができる。  
なお、中学生については、文部科学省（文部省）と財団法人日本体育協会ほか関係団体が合意したものに限り、学校教育活動の一環として参加させることができる。

#### 2 学校教育活動以外の運動競技について

- (1) 学校教育活動以外の運動競技会（国外における競技会や遠征合宿等を含む。）に児童・生徒が参加するに当たっては、保護者が十分責任を持つものであるが、学校としても、保護者及び関係競技団体と連携して、児童・生徒が競技会に参加する状況を把握することとする。
- (2) 前記のほか、校長は、児童・生徒を国外で行われる国際競技大会等に参加させようとする場合は、別記様式2により、県立学校については県教育委員会、小学校、中学校については、所轄の教育事務所及び市町村教育委員会、私立学校については、経営企画部へ届け出るものとする。  
この場合において、教育事務所は、速やかにその写しを県教育委員会に送付するものとする。

（平成13年4月2日 ス 第79号 文学 第237号）

(別記様式1)

文 書 番 号  
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

校 長

児童・生徒の県外における運動競技会等への参加について（届出）

このことについて、下記により参加させたい（参加させたい旨の連絡がありました）ので、届け出ます。

記

- 1 競技会等行事名（競技種目）
- 2 主催、後援者名
- 3 期 日
- 4 会 場
- 5 参加児童・生徒氏名・学年（性別）
- 6 引率者氏名
- 7 宿泊場所
- 8 出発日時及び帰着日時
- 9 移送手段
- 10 その他必要事項

(別記様式2)

文 書 番 号  
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

校 長

児童・生徒の国外における国際的競技大会等への参加について（届出）

このことについて、下記により参加させたい（参加させたい旨の連絡がありました）ので、必要書類を添付のうえ届け出ます。

記

- 1 競技会等名（競技種目）
- 2 期 間
- 3 派遣国
- 4 参加児童・生徒氏名・学年（性別）
- 5 引率者の氏名、年齢及び職業
- 6 傷害保険加入の有無
- 7 添付書類
  - (1) 保護者の承諾書の写
  - (2) 医師の健康診断書の写
  - (3) 学習補習計画書
  - (4) 経費負担内訳書
  - (5) 大会等実施要項の写
  - (6) 主催者の招待状・派遣依頼書の写
  - (7) その他必要な書類

#### (4) 学校における安全な集団登山の実施について

ス保 第1095号

文学 第 154号

平成23年3月16日

各市町村教育委員会教育長  
各公立小・中学校長  
各県立学校長 殿  
各教育事務所長  
各私立中学・高等学校長

富山県教育委員会教育長

富山県経営管理部長

#### 学校における安全な集団登山の実施について（通知）

各学校においては、安全な集団登山の実施に努めていただいているところですが、今後とも学校と家庭、地域、消防、警察、山岳連盟等の関係機関との連携を図るとともに、下記の事項に十分留意し、安全な集団登山を実施されるよう配意願います。

また、本通知の施行に伴い、「学校における安全な集団登山の実施について（通知）」（平成18年2月8日付けス第1016号富山県教育委員会教育長通知及び文学第30号富山県経営管理部長通知並びに平成22年7月23日付けス保第1422号富山県教育委員会教育長通知及び文学第469号富山県経営管理部長通知）は、廃止します。

#### 記

##### 1 計画時（準備段階）における留意事項

- (1) 毎年、目的地が決まっていて、コース等については十分熟知していても、必ず事前に現地踏査を行うこと。また、山小屋や登山地の警察署等から情報を収集しておくこと。

＜参考＞ 富山県警察山岳情報 [http://police.pref.toyama.jp/cms\\_cat\\_police/108020/](http://police.pref.toyama.jp/cms_cat_police/108020/)

- (2) 事前調査は、次の事項について重点をおくこと。

- ・参加者の体力・技術及び引率者の人数・能力等からみて適切な日程やコースを計画する。
- ・所要時間を確認する。（行動人員が多くなると予想以上に時間を要する）
- ・休憩場所、水の補給場所、便所の有無や場所などを確認する。
- ・危険箇所（過去における落雷、転滑落、落石等の事故発生箇所の把握等）及びそこでの安全対策を確認する。（引率者の配置、固定ロープの設定等）
- ・エスケープルートを確認する。（ルートの有無、状況、所要時間等）
- ・地図やコンパスの使い方を確認する。

- ・携帯電話や無線機による連絡方法を確認する。また、携帯電話を使用する場合は、通信エリアを確認する。
- (3) 1日の行動は昼食・休憩時間等を含めて、6時間以内を目途として、朝は早めに行動を開始し、夕方は早めに行動を終了するよう計画すること。また、ゆとりをもった日程で実施し、特に高度順化に配慮すること。
- (4) 登山計画の内容については、事前に保護者に通知しておくこと。
- (5) 集合、人員点呼等、集団行動が迅速に行えるよう指導すること。
- (6) 事前に健康診断を実施し、異常のある者は参加させないこと。
- (7) 計画的に長距離走や歩行訓練（できれば荷物を背負い登山靴で）を行うなど、十分なトレーニングを積み体調を整えること。
- (8) 装備について、次の事項に留意すること。
- ・携行する装備は使用法に慣れ、熟知しておくとともに、事前に十分に点検する。
  - ・長袖の上衣、長ズボンを着用する。特に、帽子は必ず着用する。（あご紐もしくは風に飛ばされないように防止措置を講じる）
  - ・靴底の溝が深く、滑りにくい靴を使用する。
  - ・雨具は上下セパレート式のもの望ましい。
  - ・防寒及びケガ防止のため、手袋を携行する。
  - ・引率者は、必ず救急用品を携行する。
  - ・引率者は、必要に応じて、ツェルト（簡易テント）、トランシーバー、ラジオ、ピッケル、懐中電灯、ヘッドライト、地図（1/25,000）、コンパス、ロープ（太さ7mm以上、長さ20m以上）等を携行する。
  - ・通信機器（無線機や携帯電話）の予備バッテリーや予備電池等を携行する。
- (9) 行動食や非常食は、日程、行動内容、嗜好等を考慮し、栄養価が高く消化のよいものを携行すること。その際、軽量化に配慮すること。また、食べ物が傷みややすいので、前日から弁当の準備をしないこと。
- (10) 軽度の負傷者や疲労者をザックやロープ等で搬送する方法を練習しておくこと。
- (11) 集団登山を行う学校は、登山計画届（別紙様式1：部活動用 様式2：学校行事用）を10日前までに、関係機関へ提出すること。
- ・公立小・中学校は、登山地の警察署又は県警本部地域課、及び管轄の教育事務所、市町村教育委員会へそれぞれ1部ずつ提出する。
  - ・県立学校は、県教育委員会保健体育課へ2部提出する。
  - ・私立学校は、県経営管理部学術振興課へ2部提出する。
  - ・事故発生時に備え、名簿（氏名・学年・性別・住所・電話番号・保護者名等を記載したもの）を学校に1部整備しておく。

## 2 行動時（実施段階）における留意事項

- (1) 参加者全員にコースの状況（地域・危険地帯など）、行程、注意事項等を周知徹底すること。
- (2) 行動に当たっては、天気予報や山小屋の管理人、案内人等、現地の経験者の意見を十分参考にすること。登山経験豊富な者やガイドが同行して、必要な助言を受けることが望ましい。
- (3) 歩行については、次のことに留意すること。
  - ・引率者の人数により、先頭・中・最後尾など適切な配置で引率する。また、無線機や携帯電話等を利用し、相互の連携をとれるようにする。
  - ・体力の劣る者を基準にして、呼吸に合わせ、一定の速度でゆっくり歩く。また、歩行中も常に参加者の体調、気象の変化、滑りやすい箇所、落石、浮石等に注意する。
  - ・登山道を歩くよう指導する。また、グループごとに区切るなど、列が長すぎないようにし、他の登山者の迷惑とならないよう配慮する。
  - ・雪渓又は残雪の上を歩く場合は、雪面をカットしたり、固定ロープを張ったりするなど安全に配慮し、絶対に走らない。また、岩場、ガレ場（石が不規則に積み重なった箇所）、草付（草が生えている急斜面）等を通過する際にも同様の処置をとる。
- (4) 休憩については、次のことに留意すること。
  - ・休憩は荷物、疲労の程度、コースの状況等によって適宜取る。ただし、あまり長い休憩は筋肉が冷えるので注意する。
  - ・休憩場所は転落、落石等の危険がなく、できれば景観がよく気分転換が図れる場所を選ぶ。
  - ・休憩ごとに適度な水分補給を行う。

（一般的には、体重40kgならば、1時間あたり40kg×5cc=200ccの脱水がある。）
  - ・行動食（飴など）をとるなど、疲労回復に努める。
- (5) 夏は落雷による事故もあるので、雷雲が近づいて危険を感じたら、速やかに頂上や稜線から離れ、岩かげ、凹地などに身を伏せること。
- (6) 常に参加者全員の健康に留意し、異常者の早期発見に努めること。頭痛など高度障害の徴候が見られる場合は、その場で休ませても回復しないので、速やかに高度を下げること。
- (7) ごみは持ち帰る、用便は所定の場所で行うなどのルールやマナーを守り、植物等の自然保護に気をつけること。
- (8) 事故の発生は統計的にみて2/3は下りのコースで、1日の行動時間のうちでは午後3時頃が最も多く発生していることから、午後3時までには登山行動を終えるような日程で実施すること。

### 3 緊急時（事故発生時）における手順

#### (1) 初期措置

- ・事故発生を認知した場合は、直ちに集団行動を中止し、付近の安全な場所に集まり、待機する。
- ・引率責任者の指揮のもと、冷静に状況を判断し、事故概要の把握及び事故者の応急処置を行い、自己救助できない場合には速やかに室堂警備派出所や上市警察署へ救助要請を行う。

#### <緊急時連絡先>

上市警察署室堂警備派出所	(TEL 076-463-5537)
上市警察署	(TEL 076-472-0110)
立山自然保護センター	(TEL 076-463-5401)

#### (2) 救助要請要領

##### ・事故概要の報告

ア 事故発生時刻、事故発生場所、事故原因、事故の程度（具体的に）

イ 事故者氏名、住所、年齢（学年）、連絡先

ウ 事故態様（例えば登山道下山中の転落）

エ 事故者の状況、生死、負傷の程度・その他の参加者の安否、状況

オ 現在行っている救急活動の状況

カ 救助要請内容、人員、装備、食糧、救急用品等

キ 発信者（引率責任者）との今後の連絡方法

##### ・救助要請方法（いずれかの方法で連絡をとる）

ア 携帯電話で110番又は室堂警備派出所に連絡する。

イ アマチュア無線で室堂警備派出所に連絡する。（夏季における立山周辺であれば、室堂警備派出所が開局しているが、入山時に事前連絡しておいた方がよい。）

ウ 近くの山小屋へ伝令員を出す。（伝令は必ず2人一組で編成すること。）

エ 他の登山者等に連絡を依頼する。

#### (3) 事故者以外の参加者の安全誘導

初期措置後、現場に必要な担当員を残し、順次、事故者以外の参加者を安全に誘導し、下山する。

### 4 実施後の評価

- (1) 目的地・コースの設定及び時間配分は適切であったか。
- (2) 危険箇所での安全確保に留意したか。
- (3) 引率体制は万全であったか。
- (4) その他留意することはなかったか。

※ 本通知は、平成23年4月1日以降実施する学校における集団登山に適用する。

※ 本通知は、令和5年3月31日に一部改訂し、令和5年4月1日から適用する。



(様式1)

- ※ 県立学校の場合  
富山県教育委員会保健体育課長 殿
- ※ 私立学校の場合  
富山県経営管理部学術振興課長 殿

令和 年 月 日

学校名 \_\_\_\_\_  
 校長名 \_\_\_\_\_  
 所在地 \_\_\_\_\_  
 電話 \_\_\_\_\_

### 登山計画届 (部活動用)

- 1 目的
- 2 目標の山岳
- 3 期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

4 コース ※ コースを朱書きした地図添付

月 日	行 程

5 参加者 ※ 多数の場合は名簿添付

氏 名	学年	性別	現 住 所	電 話	保護者名

6 引率者

氏 名	年齢	性別	現 住 所	電 話	役 割

7 装 備 ※ 通信機器を明記

団 体 装 備 (品名)	数 量	個 人 装 備 (品名)	数 量

8 食 糧 非常食 人分 日分

9 危急時対策 留守本部所在地： 電話番号：  
 責任者：

※ 危急時伝達事項 (発生時刻・場所・事故者氏名・学年・住所・連絡先・事故態様・負傷の程度・救助要請内容・今後の連絡方法等) の確認

※ 公立小・中学校の場合  
 市町村立教育委員会教育長  
 教育事務所長 殿  
 警察署長

※ 県立学校の場合  
 富山県教育委員会保健体育課長 殿

※ 私立学校の場合  
 富山県経営管理部学術振興課長 殿

学校名 \_\_\_\_\_  
 校長名 \_\_\_\_\_  
 所在地 \_\_\_\_\_  
 電話 \_\_\_\_\_

### 登山計画届 (学校行事用)

1 趣 旨

2 目的地

3 期 間 令和 年 月 日 ( ) から 令和 年 月 日 ( ) まで

4 日程及び行動の概要

(例) ○月○日 学校 — 美女平 — 弥陀ヶ原 — 室堂 — 地獄谷 — 室堂 (室堂山荘泊)  
 ○月○日 室堂 — 一ノ越 — 雄山山頂 — 一ノ越 — 室堂 — 美女平 — 学校

※ しおりに地図を載せ、事前指導実施

5 参加者 第 学年 男子 名 女子 名 計 名

※ 名簿 (氏名・学年・性別・住所・電話番号・保護者名・血液型等記載) を学校で保管

6 引率者

役 職	氏 名	年 齢	性 別	登山における役割

7 危急時連絡体制 現地本部： 電話番号：

(立山登山の例)

事故発生 (○○教諭) → 近くの山小屋 (雷鳥荘・室堂山荘・一ノ越山荘・社務所：電話番号)

↓

現地本部 (○○教頭) → 室堂警備派出所 (076-463-5537) → 救急 → 病院

↓

学校 (電話番号) → 市町村教育委員会 (電話番号) → 教育事務所 (電話番号)

↓

児童生徒の保護者

↓

県教委保健体育課

※ 危急時伝達事項 (発生時刻・場所・事故者氏名・学年・住所・連絡先・事故態様・負傷の程度・救助要請内容・今後の連絡方法等) の確認

## (5) 近隣校等との連携による複数校合同運動部活動の運営について

ス 第1121号

平成17年4月14日

各県立学校長 殿

富山県教育委員会教育長

### 近隣校等との連携による複数校合同運動部活動の運営について（通知）

学校における運動部活動については、かねてから安全かつ適切な運営をお願いしているところですが、近年、少子化に伴う生徒数の減少などにより、単独校で運動部活動を維持することや十分な成果を上げることには困難な状況がみられるようになりました。

このことから、生徒のスポーツニーズに応え、運動部活動の活性化を図るため、近隣校等との連携による複数校合同運動部活動（以下「合同部活動」という。）を推進することとしております。

ついでには、合同部活動を実施する学校においては、下記事項に十分留意のうえ、適切な運営が行われるよう配意願います。

### 記

#### 1 合同部活動実施上の留意点

- (1) 合同部活動を実施する学校においては、当該運動部活動をそれぞれの学校の教育活動として位置づけること。  
また、学校間・顧問間で技術指導や生徒指導の在り方等について十分協議し、緊密な連携のもとに、指導体制を確立し、計画的な活動とすること。
- (2) 生徒の実態を十分把握し、主体性を尊重するとともに、一人ひとりの能力・適性等に配慮した活動とすること。
- (3) 合同部活動について保護者への周知・理解を図り、「承諾書」（別紙様式1）を得ておくこと。
- (4) 活動中における救急・連絡体制の確立、移動に関する安全指導の徹底等安全対策について十分配慮すること。
- (5) 独立行政法人日本スポーツ振興法に基づく災害共済給付手続きを行う場合は、当該生徒の在籍している学校の校長が処理すること。

#### 2 合同部活動実施の手続

- (1) 合同部活動を実施する学校は、別紙様式2の例による「合同運動部活動に関する協定書」を事前に取り交わすこと。
- (2) 合同部活動を実施する学校のうち、とりまとめを担当する学校は、実施を決定した後、速やかに「合同運動部活動計画書」（別紙様式3）をスポーツ課に届け出ること。

（事務担当 スポーツ課体育指導係 076-444-3462）

(様式1)

## 承 諾 書

年 月 日

富山県立

学校長 殿

保護者氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_部において実施されます合同運動部活動に、下記の者が参加することを承諾  
します。

記

学 年 ・ 組	第 学年 組
氏 名	

(様式2)

### 合同運動部活動に関する協定書

富山県立(A)高等学校と富山県立(B)高等学校は、合同運動部活動にあたって両校校長の合意の上、下記の計画に従って実施する。

#### 記

##### 1 指導体制

学校名	実施種目	顧問氏名	部員数	活動曜日・時間	活動場所
		スポーツエキスパート等氏名			
県立A校		.....	名	曜日 00:00~00:00	
県立B校		.....	名	曜日 00:00~00:00 曜日 00:00~00:00	

- (1) (A)・(B)両校の顧問は、技術指導や生徒指導について十分協議するとともに、それぞれの生徒に対して、合同運動部活動実施上の留意事項を十分指導する。
- (2) 指導に当たる(A)高等学校の指導者は、(B)高等学校の生徒を指導する場合においても、(A)高等学校の生徒に対する場合と同様の安全配慮義務を負うものとする。
- (3) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害給付手続を行う場合は、当該生徒の在籍している学校の校長が処理する。

##### 2 連絡体制等

- (1) 指導を(A)高等学校の指導者に委ねる場合、(B)高等学校の顧問は、自校生徒の健康状態等指導上必要な情報をあらかじめ、(A)高等学校の指導者に連絡する。
- (2) 両校の顧問は、合同部活動当日の活動人数や生徒の健康状態を事前に確認するとともに、活動終了後、実施状況を確認する。

##### 3 移動経路及び移動方法

- (1) 合同運動部活動に参加する生徒は、所定の経路を所定の方法で移動する。
- (2) 活動終了後、合同運動部活動に参加した生徒は所定の経路を所定の方法で帰路につく。

##### 4 その他

- (1) この協定の内容を変更する必要がある場合は、変更点を両校で確認の上、速やかに変更する。
- (2) この協定に定めのない事項については、その都度、両校で協議する。
- (3) この協定の有効期間は、この協定締結の日からその日の属する年度の末日までとする。

この協定の締結を証するため、富山県立(A)高等学校と富山県立(B)高等学校は協定書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

富山県立(A)高等学校長 氏 名 印

富山県立(B)高等学校長 氏 名 印

(様式3)

年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

富山県立 ○ ○ 高等学校長 氏 名 印

富山県立 □ □ 高等学校長 氏 名 印

合同運動部活動計画書 (届)

このことについて下記のとおり計画しましたので届け出ます。

記

1 運動部名  部

2 顧問名・参加生徒数

学 校 名	顧 問・ス <sup>ポ</sup> ーツエキス <sup>パ</sup> ート等氏名	部 員 数
	顧 問 _____	名
	ス <sup>ポ</sup> ーツエキス <sup>パ</sup> ート等 _____	
	顧 問 _____	名
	ス <sup>ポ</sup> ーツエキス <sup>パ</sup> ート等 _____	

3 期 間                    平成    年    月    日 ～ 平成    年    月    日

4 活動日・時間・活動場所

曜 日	時 間	活 動 場 所
曜日	時 分～ 時 分	
曜日	時 分～ 時 分	
曜日	時 分～ 時 分	

※ 「合同運動部活動に関する協定書」 (写) を1通添付すること

各市町村教育委員会教育長  
各中学校長  
各県立学校長 殿  
各教育事務所長  
各私立学校長

富山県教育委員会教育長  
富山県知事政策局長

中学校・高等学校等における運動部活動の指導について（通知）

運動部活動の実施に当たっては、かねてから適切な指導をお願いしてきたところですが、適正・適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、教員、生徒ともに、様々な無理や弊害を生むことが社会的な問題となっています。教員の勤務負担の軽減のみならず、生徒の多様な体験を充実させ、健全な成長を促す観点からも、休養日の明確な設定等を通じ、部活動の運営の適正化を推進されるよう、下記の事項に十分留意し、一層適切な指導が行われるようお願いします。

また、本通知の施行に伴い、「中学校・高等学校における運動部活動の指導について」（平成27年3月5日付け第73号富山県教育委員会教育長及び文学第81号富山県経営企画部長通知）は廃止します。

記

1 運動部活動の意義について

中学校、高等学校等における運動部活動は、学校教育活動の一環として、旺盛な意欲をもつ生徒の自主的なスポーツ活動であり、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する場として大きな意義をもっています。

しかしながら、生徒数の減少等による休・廃部や、学校週5日制実施等に伴う課題、教員の勤務負担の軽減等も踏まえて、運動部活動の在り方について、あらかじめ教職員、生徒及び保護者と十分に共通理解を図り、必要に応じて地域の関係機関とも連携して、適切に実施されるよう配慮願います。

2 運動部活動の指導について

運動部活動が、生徒の生活全体からみて調和のとれたものになるよう、次の事項について留意願います。

(1) 活動計画の作成

生徒の体力・技能等に応じた効率的な活動計画を作成すること。

(2) 活動計画・活動時間等の周知

活動計画や活動時間等については、教職員だけでなく保護者にも通知すること。

(3) 指導方法の工夫

- ① 各部顧問は、担当競技種目の指導法を研究し、限られた時間内に最大の効果があがるように工夫すること。
- ② 過度の練習によるスポーツ障害や極度の心身の消耗による「バーンアウト」（燃え尽き症候群）を防止するため、医・科学的根拠に基づく指導法等を工夫すること。
- ③ 外部指導者等に指導を求める場合は、技術的な指導力があり、かつ学校教育に理解をいただける指導者に委嘱すること。
- ④ 顧問は外部指導者と活動計画をもとに十分な打ち合わせを行い、指導に対する共通理解を図ること。

#### (4) 運動部活動の運営

- ① 生徒の心身の発達段階や個性に応じた教育的配慮のもと、学校の決まりとして休養日を設定すること等を通じて、運動部の適切な運営を図るとともに、過度の練習や粗野な行為がないように指導すること。
- ② 学校週5日制の趣旨を踏まえ、生徒の学校外の多様な活動が主体的にできるよう配慮すること。
- ③ 経済的及び技術的な協力などを外部から受ける場合は、そのために運動部活動の正常な運営がゆがめられることのないように配慮すること。
- ④ 常に、部員からの報告を受けたり、活動日誌の点検を行ったりするなどして、部員の活動実態の把握に努めること。

#### (5) 近隣校等との合同運動部活動

合同運動部活動を実施する学校においては、学校間、顧問間で技術指導や生徒指導の在り方等について十分協議し、緊密な連携のもとに指導体制を確立し、計画的に活動すること。

### 3 安全な運動部活動の指導について

#### (1) 運動部活動に対する指導協力体制

校長をはじめ運動部活動統括担当者及び各顧問等による、指導協力体制を確立すること。

#### (2) 健康管理

顧問は、各学校で実施している健康診断結果をもとに、必要に応じて保護者、養護教諭、出身学校の担当教諭等から、健康上の配慮を要する部員の情報を得るとともに、日頃の健康観察を徹底し、生徒一人一人の健康状態や既往症、体力・技能の程度等を把握し、個に応じた適切な指導に心がけること。

また、落雷や高温等の気象条件や環境条件等に留意し、必要に応じて休憩時間の設定や計画の変更・中止等の適切な措置を行うとともに、水分（スポーツドリンクなど）の補給に配慮すること。

#### (3) 活動時間と活動場所

各部顧問、部員相互の連絡調整を密にし、効果的かつ安全な活動に努めること。

また、公式試合や練習試合等で移動するときは、往復の交通安全に注意すること。

#### (4) 活動に使用する施設用具

施設用具については、定期的な点検や使用前後の点検を行い、破損等による事故がないように安全管理に努めること。

#### (5) 安全指導

生徒の心身の発育・発達や体力・技能等を把握し、競技の特性や練習内容・方法から予測される危険性を伝え、生徒自身が危険を予知したり、回避したりできるよう指導育成すること。

#### (6) 準備運動と整理運動

活動に当たっては、ウォーミングアップやクーリングダウンを十分に行うなど、けがや事故の防止に努めること。

#### (7) 緊急時の体制

事故発生時に迅速な対応ができる緊急時の体制を整備しておくこと。

#### (8) 応急処置

顧問は傷害等に対する応急処置法を身に付けておくこと。

また、各学校やスポーツ施設等に設置されているAED（自動体外式除細動器）の使用法や、救命法等について研修に努めること。

### 4 その他

平成25年5月に文部科学省が作成した「運動部活動での指導のガイドライン」、平成26年9月に富山県教育委員会が作成した「運動部活動運営の手引き」を参考に、より充実した運動部活動を推進願います。

(事務担当 保健体育課学校体育係)